

第 1 回

逗子市情報公開運営審議会

令和6年6月14日（金）

逗子市総務部情報公開課

令和6年度第1回逗子市情報公開運営審議会

日 時 令和6年6月14日（金）

午後 2時30分～

場 所 逗子市役所5階 第2会議室

議 題

（1）令和5年度第3回逗子市情報公開運営審議会議事録について

（2）諮問第6号

逗子市情報公開条例第25条（罰則）の追加について（諮問）

（3）令和5年度情報公開制度の運用状況について（報告）

（4）その他

出 席 委 員（6名）

会 長	稲 葉 大 策
副 会 長	高 橋 良
委 員	鈴 木 良 太
委 員	花 野 充 生 子
委 員	不 破 理 江
委 員	野々山 隆 幸

欠 席 委 員（1名）

委 員	鈴 木 弥 奈 子
	（オブザーバー参加）

事務局等出席者

情報公開課長	大 澤 道 英
情報公開課 主 任	齋 藤 好 男

情 報 公 開 課 主 加 藤 美 佳 子

情 報 公 開 課 会 計 年 度 任 用 員 高 橋 清 美

会議の公開・非公開の別 公 開

傍 聴 者 0 名

配付資料

1. 令和 6 年度第 1 回逗子市情報公開運営審議会次第
2. 令和 5 年度第 3 回逗子市情報公開運営審議会議事録
3. 資料 1 諮問第 6 号 逗子市情報公開条例第 25 条（罰則）の追加について
4. 資料 2 令和 5 年度情報公開制度の運用状況

（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）

令和 5 年度 会議の公開状況等調べ

資料 2 の差し替え用訂正ページ（P. 13～16） 2 枚

午後 2時30分開会

○稲葉会長 時間になりましたので、始めさせていただきます。

本日はお暑い中、皆様ご参集いただきましてありがとうございます。

令和6年度の第1回情報公開運営審議会を開催いたします。

○大澤情報公開課長 最初に、本日の欠席状況のご報告になります。委員の皆様お越しになっていますが、鈴木弥奈子委員から少々遅れるというご連絡がございましたので、ご報告させていただきます。

○稲葉会長 逗子市情報公開運営審議会規則第3条第2項の規定に基づき、半数以上の委員の出席がありますので、本審議会は成立します。なお、本日傍聴の方はおられませんので、このまま開始したいと思います。

初めに、事務局からご発言を要請されておりますので、どうぞ。

○大澤情報公開課長 お時間をいただき、ありがとうございます。

4月の人事異動による職員の変更についてご紹介をさせていただきます。

私、4月より議会事務局から異動し、情報公開課長を拝命しました大澤と申します。係長を兼務いたします。どうぞよろしくお願いします。

なお、前任の栗原課長は私と交代で議会事務局に異動となりました。また、会議室にはおりませんが、再任用職員の高橋が退職し、会計年度任用職員の大槻が異動いたしました。新たに会計年度任用職員の高橋が配属となりました。

ほかの職員で、常勤職員の齋藤、加藤、会計年度任用職員の齋藤、杉山、伊勢に異動はありません。

職員紹介は以上でございます。お時間をいただきありがとうございます。

それでは会長、よろしくお願いいたします。

○稲葉会長 ありがとうございます。

それでは、議題に入らせていただきます。では本日の配布資料の確認をお願いします。

事務局からご説明をお願いいたします。

○大澤情報公開課長 それでは、本日の配付資料の確認をさせていただきます。

(配付資料の確認)

○稲葉会長 ありがとうございます。

それでは、皆さん、本日配付いたしました資料はよろしゅうございますね。
特に何も無いと思いますが。

では、議題 1、令和 5 年度第 3 回逗子市情報公開運営審議会議事録について
ご説明を事務局からお願いいたします。

○大澤情報公開課長 議題の 1 番といたしまして、令和 5 年度第 3 回情報公開運営
審議会議事録についてのご説明を申し上げます。

先日校正依頼いたしました令和 5 年度第 3 回議事録をご確認いただきたいと思います
と思います。よろしくお願いいたします。

○稲葉会長 これは皆様ご確認いただけましたでしょうか。特に何も、ご意見な
りコメントがある方いらっしゃいますか。

(発言する者なし)

○稲葉会長 特になければ、これで認めさせていただきたいと思います。よろし
くどうぞ。

○大澤情報公開課長 ありがとうございます。

○稲葉会長 それでは、令和 5 年度第 3 回議事録については確定とさせていただきます。

続いて、議題 2 番をお願いいたします。

○大澤情報公開課長 議題の 2、諮問第 6 号 逗子市情報公開条例第 25 条（罰
則）の追加についてをご説明いたします。

資料 1 をご覧ください。

まず、資料 1 を 1 枚おめくりいただき、2 ページ目をご覧ください。

今回の改正内容は、1、諮問の内容にございますとおり、情報公開審査委員
の罰則規定が逗子市個人情報の保護に関する条例に規定されていることから、
逗子市情報公開条例に規定を移し、併せて刑法の改正に伴い「懲役」及び「禁
錮」が「拘禁刑」に改められることから、罰則規定の「懲役」を「拘禁刑」に
改めるものです。

同ページ 2 番の提案理由をご覧ください。

情報公開審査委員の設置規定は、逗子市情報公開条例に規定しているところ、
罰則規定は逗子市個人情報の保護に関する条例に個人情報保護委員等の罰則と
ともに規定されています。設置規定を置いた条例において罰則規定を置いたほ

うがより適切であることから、逗子市個人情報の保護に関する条例からは削除し、逗子市情報公開条例に規定を移すこととするものです。

また、刑法の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）の施行に伴い、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設することとなることから、罰則規定の「懲役」を「拘禁刑」に改めるものです。なお、同法は令和７年６月１日に施行されますので、情報公開条例の改正も同日付で施行したいと考えております。

具体的には、資料の３ページ目の新旧対照表をご覧ください。

２段目にございますとおり、情報公開条例第25条を新たに設け、情報公開審査員の罰則について規定するものです。なお、条項の新設に当たり、ご覧いただいている資料の５段目にございます現在の個人情報の保護に関する条例における罰則規定が第16条でございますが、情報公開条例第15条第11項、情報公開審査員の罰則規定の部分を削除しています。また、同条の「懲役」を「拘禁刑」に改めます。

説明は以上でございます。

○稲葉会長　ありがとうございました。

何かご質問はございますか。

特にございませんか。

（発言する者なし）

○稲葉会長　特になければ、これで委員会としては認めるということで決めたいと思います。それでは本諮問については、適当である旨、承認いたします。よろしくどうぞお願いいたします。

○大澤情報公開課長　ありがとうございました。

補足といいますか、今後のスケジュールの説明をさせていただきます。

ただいまお認めいただいた内容で、情報公開の審議会、それから個人情報の審議会、それぞれからご了承いただいた状態になりました。こちらのほうご了承いただきましたが、先ほどの説明でも触れたんですが、令和７年６月に法律が変わります。今まで「懲役」と「禁錮」という表現を法律は使っていたんですが、今後は「拘禁刑」という一本の罰則で刑法のほうが規定をされますので、そちらの修正と併せて、先ほどの説明にもありましたとおり、情報公開条例の

ほうで規定する審査委員さんの罰則がほかの条例で規定されているというのは、今後の例えば法律改正等があったときの運用とかも大変難しいところもございまして、今回改めてこの罰則、それから守秘義務の規定だとかの整理をしたいということで、ただいまご説明しました諮問書についております新旧対照表のとおり修正させていただきました。

今後お認めいただいた内容で市議会のほうに審議をお願いいたしまして、認められましたら令和7年6月までに条例改正、それから施行するという流れになっております。

説明は以上でございます。

○稲葉会長 いつの市議会に。

○大澤情報公開課長 現在の目標としましては、今年の12月にある定例会を目指しています。あるいは来年3月の定例会を目指しています。実は検察協議というのがこちらは必要でして、条例に罰則が含まれるときには、検察さんと協議しなきゃいけないんですね、検察のほうと。そういった流れもあるのと、市の条例、市のルールについては最終的に議会にお認めいただかなきゃいけないという流れになりますので、そういった手順を経て最終的には令和7年6月を目指す。

これらの間に、こちらの内容自体はかなり、規定としては法律の改正によるものなんですけれども、パブリックコメントのほうも予定してまして、仮にそういったご意見があったときには、市民の方の意見を尊重しながら我々としては取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉会長 今年度の市議会ということでございますね、いずれにせよ。

○大澤情報公開課長 そうですね。来年6月の市議会だと施行が令和7年6月1日なものですから、市議会は3月、6月、9月、12月が基本的に開催月となっていますので、その中で間に合うところで12月もしくは3月を目指しております。

○稲葉会長 分かりました。ありがとうございます。

では、次の議題に移ります。

事務局からお願いいたします。

○大澤情報公開課長 続いて議題の３番目、令和５年度情報公開制度の運用状況についての説明をいたします。

資料２のほうをご覧ください。

こちらの資料２の内容につきましては、令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの運用状況についてご説明をさせていただくものとなります。資料のほうもその期間の資料となっております。こちらは情報公開条例第２１条の規定により、市のホームページで公表されています。

まず、１ページ目の１番、公開請求件数と決定件数ですが、①全部公開の一番下の合計をご覧ください。

令和５年度全体では２０件、こちらが全部公開の件数になります。②にございますのが一部公開で、こちらが５件。③番非公開がゼロ件、④番却下がゼロ件、⑤番不存在がゼロ件、それから⑥番存否応答拒否がゼロ件、⑦番の検討中もゼロ件、⑧番取下げが１件、それから⑨番延長が３件となります。⑩番の請求件数合計２６件が令和５年度における請求件数となっています。⑪番のインターネット請求、ネット請求という欄につきましては、うち数になりまして、２６件中のうち、１１件でした。

また、⑫の口頭請求が６件ありますが、こちらは一度公開請求があって公開決定をした情報については、既に公開決定済みであるため、同じ内容の請求については口頭請求ということで処理をして、その場で情報が見られるものです。これは、条例第９条に規定されております。この口頭請求の内訳につきましては、１２ページに内容が記載されています。後ほどご説明させていただきます。

ちなみに、前年との比較では、令和４年度の請求件数の合計は７３件、そのうち５件が口頭請求でしたので、口頭請求も含めた請求件数の令和５年度の３２件は前年より４１件少ない申請となっております。

２番にまいります。

２の公開請求の所管別内訳につきましては、経営企画部が２件、総務部が２件、次の２ページに移りまして市民協働部が９件、福祉部が１件、環境都市部が７件、会計課がゼロ件、消防が３件、議会・議会事務局がゼロ件、教育委員会がゼロ件、行政委員会事務局が２件となっておりますが、うち一番多い課が市民協働部の戸籍住民課が６件となっています。

それぞれの内容につきましては、3ページから7ページに記載されております。後ほどまたご説明をさせていただきます。

資料2の2ページ目の右側3番、行政不服審査法に基づく審査請求、こちらのほうはございませんでした。

続いて4番、条例に基づく不服の申出等の状況につきましては、苦情・相談が1件で、前回の審議会から件数の変更はありませんでした。

続いて5番の同一人による請求件数につきまして、上から順にご紹介いたします。1件請求した人が13名、2件請求した人が2人、3件請求した人が3人で、合計いたしますと18人、実請求者数が18人となっています。

その下の欄、6番のインターネット請求者の割合は、実請求者が18人に対して9名の請求で、比率が50%となっています。

続いて、3ページ以降をご覧ください。

3月の令和5年度第3回審議会において、令和5年度の上半期分、9月末までの状況はお話をさせていただきましたので、公開請求の内容、諾否決定内容等につきましては、10月1日以降のものについて、決定内容が全部公開となったものを除いてご説明させていただきたいと思います。

3ページの6段目、3ページをお開きください。

こちら今ご覧いただいている3ページになりますが、6段目26番市民協働課、市民協働課の26番は、申請内容としまして、市内の地域活動センターを運営している指定管理者が提出した令和元年から令和4年分の事業報告書について請求がございましたが、こちらは情報公開請求の取下げとなりました。これは、請求内容について請求者と所管課、市民協働課になりますが、所管課で請求件名を調整する中で、資料を情報提供することで合意された。情報公開請求ではなくて、情報提供により資料のほうを受け取れることが合意されたため、情報公開請求が取下げとなったものです。

2枚おめくりいただいて5ページをご覧ください。

4段目、20番でございます。まちづくり景観課の20番につきましては、内容がまちづくり条例に基づき提出された事前相談申出書と事前協議申請書について請求がございました。請求があった資料につきましては、個人情報情報を非公開として決定させていただきました。こちらが一部公開の内容になります。

下半期の総体といたしましては、このほか全部公開の案件につきましては、令和5年度下半期において10件ございました。そのため、下半期の申請件数が12件、10件が全部公開、1件が先ほどご紹介しました取下げ、1件が先ほどご紹介しました一部公開となっております。

以上で、令和5年度10月1日以降の情報公開請求内容と決定内容について、全部公開を除き説明させていただきました。

続いて、8ページ、9ページをご覧ください。

こちらの8ページ、9ページにつきましては、令和5年度情報公開制度、相談等の申出処理状況になるんですが、3月の第3回審議会で既にこの内容についてはご報告させていただきました。議会事務局宛ての1件から変更ありませんので、説明を省略させていただきます。

続きまして10ページ、令和5年度情報公開運営審議会の開催状況ということで、昨年度の当審議会の開催日と議題が載っています。前回の審議会からは、令和5年10月6日の第2回審議会と令和6年3月18日の第3回審議会の開催を追加で記載しています。

続いて、11ページに移ります。

11ページが情報提供の内訳となります。

市政情報広場、情報公開課がある市役所1階の市政情報広場で対応したものです。情報提供は、情報公開条例によることなく、住民に対して情報を提供できる様々な形態となります。請求を受けることなく行政機関が自らの意思に基づき、その裁量により保有する情報を外部に提供するものです。

情報提供につきましては、基本的に所管の判断によるものですが、こちらは情報公開課の窓口で対応したもののみの件数となっています。ちなみに、令和5年度下半期にごございました高齢介護課所管の2番につきましては、世帯数及び人口の集計表と単身世帯調査表を情報提供したものです。

次に、12ページになります。

次の12ページは、こちらは資料1ページでも説明しました口頭請求6件の内訳となっています。これは情報公開条例第9条の規定に基づくもので、口頭請求とは一度公開請求があつて、公開決定した情報については、既に公開決定済みであるため、同じ内容の請求につきましては口頭請求ということで、その場

で情報が見られるというものです。

なお、5番及び6番、まちづくり景観課宛ての請求が令和5年度下半期に対応した情報となります。

続いて、13ページ、14ページをご覧ください。こちらは事前の配付の資料ではなく、13、14、15ページは本日追加で配付させていただいた資料が最新の情報となっています。ちょっとどこが変更になったのかも今からの説明の中で触れさせていただきます。

13ページから14ページは、令和5年度の会議の事前公表の内訳になります。こちらは前の年度と比較しますと、令和4年度が198件であったのに対して、令和5年度は175件、当初の資料では173件でした。こちらの173件のほうの古い数字は令和6年3月31日時点のもので、現在3か所修正があったものを机の上で配付させていただいたものです。

配付した内容をご説明いたしますと、1つ目が13ページ、Ⅱ番の附属機関、こちらの34番、逗子市廃棄物減量等推進審議会につきまして、10月の開催を追加しまして開催回数が2回から3回に修正となります。1回増えました。

2つ目が14ページ、Ⅴその他の20番、廃棄物減量等推進員会議につきまして、11月の開催を追加しまして、開催回数1回から2回に修正となります。こちらも1回追加いたしました。

資料のほうでいいますと、3つ目が15ページの市政情報広場の利用状況等の2の会議の事前公表、こちらの欄の修正によりまして、合計の回数が1つ目と2つ目で1回ずつ増えましたので173から175に、当初お配りしたもののから2回増加して変更したものです。この変更内容というのは、いずれも廃棄物を対象とする会議組織になるんですが、公表の状況を所管課から聞き取った結果、事前公表と認めることができましたので、当初お配りした資料が令和6年3月31日現在の取りまとめの資料から、本日会議の開催までの間に2回分の会議のほうを増やしまして、こちらの増えた数字で差し替えをさせていただくものになります。

続いて、15ページの説明をさせていただきます。

15ページは、令和5年度中の市政情報広場の利用状況等になります。市政情報広場は、市民への行政情報の総合窓口として設置されましたが、その後、庁

舎案内も兼ねることになり、総合案内として対応しております。先ほどご報告しましたとおり、会議の事前公表の件数が2件増加して175件となっています。

3の総合案内につきましては、次の16ページに内訳がありますが、かなりの件数となっています。こちらも前の年度と比較しますと、令和4年度の年間の総合案内の件数が8,705件だったものが、令和5年度は8,630件、同程度の人数で推移しています。この総合案内につきましては、主に情報公開課の会計年度任用職員がお客様対応をしております。

最後、17ページに有償刊行物頒布状況のご紹介がございます。令和5年度は、令和4年度と比較してほぼ同額の金額での頒布状況となっています。金額的には同程度であるんですけども、内訳のほうを見させていただくと、令和5年度に長柄桜山古墳、逗子と葉山との間にある古墳の整備が進んだという状況もございまして、令和5年度は史跡関係の資料の購入件数が増えた傾向にございました。

続きまして、事前配付資料の2-2、令和5年度会議の公開状況等調べ、こちらについてご説明をいたします。事前にお配りした資料のほうには2-2という記載がありませんでしたので、A4横向きの資料ということで1つあると思いますので、そちらの資料をご参照ください。

こちらは情報公開課のほうから、庁内の各課に年度終了後に照会をかけまして、令和5年度の会議の公開状況等を取りまとめたものです。会議の公開率、ホームページの事前公表率が網かけで示されています。

こちらは情報公開条例第20条で会議の公開が規定されておまして、運用の中で会議の事前公表に努めるものとされています。会議の事前公表につきましては、情報公開のハンドブック148ページの3、運用の(3)に書かれています。重要な施策に関する事項について、会議が開かれる予定であっても、その開催について当日にホームページの掲載をしたのでは、市民等が傍聴希望があっても傍聴ができないなど、適切に情報が提供されていないと、市民の知る権利や市政への参加の機会を失うことにもつながります。会議の事前公表等については、過去にも各課へ通知をし徹底を図ってきたところですが、当課では毎週金曜日に3週間後までの開催予定の会議についてホームページの該当ページの更新状況やホームページのイベントカレンダーへのリンクづけに漏れがない

か確認をするよう、内部の情報システム、全庁掲示板と申しますが、全庁掲示板という内部の情報システムによりまして注意喚起を行い、電話によって会議室の予約状況とイベントカレンダーのチェックを行っています。

過去、平成27年末までは、当日電話確認を行い、当日のホームページ掲載も事前公表としてカウントしてきたのですが、平成28年1月からは会議の1週間前に確認することとし、1週間前までにホームページにアップされていない場合には事前公表回数にカウントをしていません。ですので、平成28年度から会議のホームページの事前公表率は従前より厳しいカウント、厳しい対応となっています。

また、令和元年度から令和5年度途中までの会議につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面会議となった会議があり、書面開催の旨が掲載されていれば公表回数にカウントしています。ホームページの事前公表率につきましては、全てが100%になっていませんので、引き続き周知、確認等していきたいと思います。

以上で会議の公開状況等調べの説明を終わります。

運用状況の説明は以上です。

○稲葉会長 ありがとうございました。

皆様何かご質問はございませんか。ご質問のある方はどうぞ挙手をしておっしゃってください。

どうぞ、鈴木委員。

○鈴木（良）委員 令和5年度は請求件数が半分以下ですね。これは前年度には何か大きなイベントがあったとかで減少したんですか。

○大澤情報公開課長 実は、こちらのほうの件数が少ないというのは、傾向として過去5年間のほうをちょっと調べてみました。あくまで推測でしかないんですけども、実は過去5年間ということで、平成29年度が132件、平成30年度が119件、それから令和元年度が263件、令和2年度が56件、令和3年度が57件、こちらが請求件数ということでありまして、令和元年度に大幅に増えて、そこから非常に減ってしまっているんですね。その期間にあったことというと、やっぱりコロナ感染症の件がありまして、令和元年度はある意味巣籠もりが始まった時期なので、内部的な手続きが増え、又、市の事業が大幅に動いたので

はないかなという推測をしています。

それから、令和元年度は263件もあったのに、令和2年度は56件に大幅に減っているんですが、そこからの間は56件ですとか57件とかで、先ほど紹介した令和4年度が73件で、令和5年度は32件ということで、このあたりになると100件いかなかったんですね、令和2年度以降。これについては、相手のあることですので、それが必ずしもという断定はできないんですけども、ただ我々存じ上げていますとおり、このときの国内の重大事としてコロナウイルスにより我々表に出ることができなかったという時期のところでこのような大幅な増減がありましたので、そちらにつきましては、そういったことも影響しているのではないかなという予想をしています。

それから、もう一つ補足で申しますと、今年の4月以降につきましては、前年度がかなり少なかったのに比べまして、現在のペースだと100件はいかないでしょうけれども、70件から80件のペースくらいで推移しているとは思いますが、令和5年度が特別少なかったというのは確かに事実であると思います。

○鈴木（良）委員 もともと結構ばらついているんですね。

○大澤情報公開課長 そうですね。その前の、やっぱりコロナ前はどうだったんだろうという、そのあたりだと100件超ぐらい、100件をちょっと超えたぐらいで推移していたというのはありますので、そこからあって令和元年度、これも大幅に増加した状況だとは思いますが、そういった社会の動きや市の事業や施策の方向性に合わせて増減はあったのかなということが推測はされると思うんです。

○鈴木（良）委員 分かりました。

○稲葉会長 ありがとうございます。

ほかにご質問のある方はどうぞ。

どうぞ。

○花野委員 会議の公開状況等調べについてなんですけれども、5年以上開催されていないものが結構あるのと、あと5年以上開催されていなくて廃止されているものなどもありますし、ゼロ件というものもあるんですが、これはかなりこれだけ会議が設置されている中、ゼロ件のものもありますし、5年以上開催がないものもありますし、または廃止というものがあるのですが、これはどう

いった基準で。

○大澤情報公開課長　そうですね、すみません、直接の所管課ではないので、ぱっと私のほうで今ゼロ件の会議のところを見ながら簡単に状況のほうをご紹介します。

A 4 横の資料でいいますと、Ⅱ 番の附属機関の 4 番、5 番、6 番目、こちらが回数ゼロ件であります、その中の 5 番、6 番が 5 年以上開催なしということなんですが、公務災害補償等審査会につきましては、公務災害が発生し、かつその発生したものに対しての審査が必要な状況ということで、重大事故が起きて災害補償まで行き、かつそれを審査しなければいけない状況にならないと開けないということで、それから 2 番目の、番号でいうと 6 番目の特別職職員報酬等審議会、こちらにつきましては、例えば近年で言われます報酬アップだとかという議論があったときに、それを審議する会議なんですが、現状でこちらのほうも規定以上に上げ下げしたという経緯がここ 5 年ぐらいございませんでしたので開かれていなかったのかなということが推測されます。

そうですね、あとはこの特別職職員につきましては、国家公務員なんかも人事院勧告とって、たまに夏ぐらいにニュースがあるんですけども、その人事院勧告なんかで国家公務員の給料が上昇します。それは民間に合わせて上がるんですけども、そういったところも足並みをそろえてお給料は上がっていきます。ただ、特別職といいますと議員さんとか、あとは市長などもそうなんですけれども、そういった選挙で選ばれる職であるとかいう、常勤である私のような立場とはまた違った方々についてはこういった会議を開く。だから、その機会がないと開けないという状況です。

それから、同ページでいうと、5 年以上、10 年以上というのがありますが、これは 16 番と 17 番があって、駐留軍関係離職者等対策協議会、これが経済観光課、こちらにつきましては、詳細はちょっと分からないんですけども、駐留されていたということは、いわゆるさきの大戦の後、軍隊の撤退等に伴い、多数の労働者が一時に離職を余儀なくされ、そのときに経済的な不利益を被った方が対象ということで、恐らく年度もたっていますので、対象となる方の高齢化も含めてなかなか開く機会がないもの。

それから、住居表示審議会というものにつきましては、こちらは戸籍住民課

の内容になりますが、逗子市内は現在ほとんどが住居表示が行われているはずなので、それが発生したときに開かれるようなものではないかと。つまり、場面がないということだと思います。

それでは、次のページにいきまして、養護老人ホーム入所判定委員会。養護老人ホームにつきましては、今、市営のものが、たしか養護老人ホームを今やめているはずなんですね。そういったところなのかなと推測されます。

それから、賞じゅつ金等審査委員会、消防賞じゅつ金、殉職者特別賞じゅつ金条例。対象者はいません。

それから、予防接種健康被害調査委員会、こちらにつきましては予防接種の健康被害について調査をするということになりまして、近年でいうとコロナのほうで国のほうで行われていたのがありますが、これは子育て支援課なので、別種のものだと思います。これも事例がないとなかなか開かれない。

そうですね、あとは子どもの読書活動推進懇話会、ちょっとこれは詳細は把握していないんですが、これは市の政策の取組上で、機会がないとなかなか開かれないものなのかなと思いますので。

それから、生涯学習推進本部、それから公金運用会議。これらにつきましても、生涯学習推進本部というのは生涯学習の推進自体が現在、形を変えて協働型でやっていますので、恐らくその会議自体のもともとの事業の位置づけが変わったことをもって、この生涯学習推進本部が開催が無いものと思います。公金運用会議については、ちょっとお金のことは疎くてはっきり分からないんですが、こういったものであると恐らく市のほうで持っている公金をどういった安定した、銀行さんも含めて運用していくのかというのを、やっぱり開かれた場でやった会議だと思うんですが、そんなに今、大きな運用をしていないはずなので、開く必要がないのかなと。

それと、最終ページでいうと高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会、それからごみ減量化・資源化協力店連絡会議、それから市立学校結核対策委員会。結核のほうは、近年結核自体がほぼないと思いますので、開催はなかったと思いますし、ごみ減量化・資源化協力店連絡会議につきましては、こちらについては、多くやっていた時期が有料ごみ袋の時期にかなりやっていた会議だったと理解していますので、恐らく現在の取組として取組店との打合せの機会が減

っているのかなとは思っています。

という感じで、それぞれに関しまして、ちょっと詳細な内容というのは所管のほうに確認しなければ分からないんですけれども、やはり一定役割を終えたり、現在ではあまり取り組まない、それからもともと事例が少ない、こういったものだけでも、いざ例えば事件、事故があったときには対応しなければいけないようなものは、会議体としてはいわゆる廃止できないけれども、5年も10年も開催していないという状況になるかと思います。

すみません、長くなりましたが。

○花野委員 分かりました。ありがとうございます。

○稲葉会長 どうぞ、不破委員。

○不破委員 ちょっと、よく聞き落としちゃってごめんなさい。Ⅱ附属機関の40番の子育て支援課の予防接種健康被害調査委員会が5年以上ないというところで、これは国のほうで同じのをやっているからやらないとおっしゃったんでしたっけ。今ちょっとここが分からなかったのですが。

○大澤情報公開課長 コロナなんかでは国のほうで担う役割ですという言い方をしました、私は。

○不破委員 なるほど。

○大澤情報公開課長 実際には、コロナに関しては国のほうでやっているという状況はあるんですけれども、実際にこちらのほうの会議自体は逗子市のほうでは開いていないということですから、その対象となる健康被害者のほうが今のところ逗子市は事例がないということになるかと思います。

○不破委員 その事例はないというのは、こういった委員会の場合、どこからかこういう事例がありますよというような訴えがあって、その後開催されるんですか。

○大澤情報公開課長 一般的にはそうだと思います。

○不破委員 この場合は医療機関とか、市のそういうシステムはあるという。

○大澤情報公開課長 そうですね。これ所管が子育て支援課になっていますから、待ってくださいね。

資料のほうで申しますと2ページ目の25番、これが国保健康課で一般の予防接種になっています。そうですね。これが一般の方の予防接種が対象になる。

今言われた長くやっていないというのが40番。子育て支援課ということであり
ますので、恐らくといいますか、子育て支援課で対応していますが、成長時期
のお子さんが対象ということで、こちらのほうについても被害という訴えがあ
って初めて開かれるものになると思いますので、開かれる事例がなかったとい
うことなので。

○不破委員 こういった委員会があるかどうかということって、あまり、こんな
にたくさん委員会があるのを実は今これで初めて知ったんですが、これはどこ
かに公開されているということでしょうかね。ホームページの中でここに相談
するとこういう委員会があるよというようなことは市民は知っている状態です
か。

○大澤情報公開課長 基本的に何か行政上の行為で被害等があったときには、不
服申立てとかいろいろな制度はあるんですけども、そのときに救済機関の紹
介というのは大抵うたわれているはずです。

実際に手段としてこの委員会のほうに訴えるほかにも、行為として、それこ
そ単純に法的に訴えるということもありますが、例えば情報公開条例の中にお
いても、決定通知書に不服の訴えは、ということが、教示されていますので、
規定のほうは何かしらあるのかなと。

設置の機関についての根拠がというか、いろいろありますという話で、確認
をする場合については、附属機関については基本的には条例に設置規定という
ものを設けてやりますので、それを市民の皆さんが毎度きちんと読まれるかと
いうのはまた別なんですけれども、条例で定めてこの機関をつくります、目的
もつくりますということで定めていって、だからこそ、その規定がなくなるま
では開かれなくてもこの機関って存在するんですよ。

という状況です。

○不破委員 分かりました。ありがとうございます。

もう一つだけいいですか。Ⅳ、庁内会議の6番デジタル・トランスフォーメ
ーション推進本部というところがありますけれども、デジタル推進課、6番、
これは市の庁内会議ですか。

○大澤情報公開課長 庁内会議ですね。Ⅳの庁内会議の6番、3ページですね。

○不破委員 はい。これは事前公表率が。

○大澤情報公開課長 5 ページか。

○不破委員 5 ページですか。4 ページですかね。5 分の 4。

○大澤情報公開課長 5 分の 4。

○不破委員 これはデジタル・トランスフォーメーション推進なのにホームページでの事前公表率が75%というのは、多分このうち1回が研修だからという分は公表しなかったことなのかなと想像したんですが、この研修の内容とかというのがどこかで見られるということですか。それともこれはありますよというのを、いや、こういうのを勉強しますよとかいうのを事前公表しないということとは何か意図的にホームページに上げなかったのか、それともたまたま研修だからいいやということなのか。

○大澤情報公開課長 庁内会議のこれについては、自分が職員として出たんですけども、この研修の中身にノウハウ情報があって、いわゆる著作権とか。そのやってもらった企業のほうで著作権を持っているので、複製とかが許されなかったんですね、我々。そうすると、やっぱりノウハウ性が強かったので、それを公表しても市民の方にお示しできないとなること。あるいは資料なんかも、今、研修資料なんかも了解を取って公表ができないケースがあるんです。それは別に隠し立てするのではなくて、その著作権は研修を受けた人間までしか契約業者と了解が取れていないから。そのようなケースのときはそれに当たりますし、これのときは確かに資料のほうは私ももらえませんでした、そのとき。

○不破委員 その担当した業者の名前も出ていないというか、公開はされていないということ。

○大澤情報公開課長 それは資料に入れていないだけなので、別に隠しているとかそういうことではない。

○不破委員 そういうことではなくたまたまという、分かりました。

○稲葉会長 議題3まででございますけれども、ほかに何かご質問はございますか。

(発言する者なし)

○稲葉会長 特になければ、次の議題4になりますか、何かございますでしょうか、事務局のほうから。

○大澤情報公開課長 今、鈴木委員がいらしたところで、今後の流れ、議題の1

と2の話に少し戻らせていただいて、まず議題1につきましては今後の流れで令和7年6月の刑法改正に向けてご審議いただいたものについて、ご了承を審議会の皆様にいただいたところです。この後、先ほど申しましたとおり、来年の6月1日の刑法の施行に合わせて、こちらのほうでは条例の準備をするんですが、この審議会の皆様にはこれから答申書のほうの文案をメールでご了承いただいて、その文章の内容を最終的に会長に確認いただいた上で答申をいただく。それをもって、個人情報の方の審議会と情報公開の審議会、両方から答申のほうをいただきますので、それをもって先ほどの手順でいう議会と、先にパブリックコメントですね、市民の方のパブリックコメントと、それから検察協議で検察さんとの協議、それから最後、議会の了承をいただくことを目指していくという流れでございます。

それからもう一つが3番の報告案件につきましては、例年の報告の内容ということで、会議の公開状況がどうだろうかというところでいろいろご質問いただいたところでした。

ということで、議題の3番目までをちょっと戻らせていただいて、あと前回の会議についての議事録はご了承いただきました。

議題4のその他につきましてはですが、まず1点目が情報公開条例の改正に伴う解釈運用基準の反映についてです。3月の審議会でご報告しましたとおり、条例改正を受けまして解釈運用基準への反映作業を進めておりましたが、反映作業が完了いたしましたのでご報告いたします。ちょっと私は4月に異動で参った者ですが、昨年度の改正といいますと、期間算定の仕方を民法の規定と合わせる形でやっていただいたと思いますので、そちらのほうを解釈運用基準で反映したというふうに私も理解をしております。

それから、2点目が次回の日程ということになります。

(日程調整)

○大澤情報公開課長 日程に関連してよろしいでしょうか。

実は今回、令和7年1月で次回の日程をお決めいただいた内容が、今任期の恐らく最後の開催、皆様は来年の令和7年4月27日までの任期ですので、次回が最後ということで予定しています。市民参加条例におきまして、委員の皆様における任期が長期に渡って繰り返して選ばれることは避けなさいというご指

示のほうがございまして、多選の委員の皆様から新しい委員さんに代わっていただくという状況にはなってくるんですが、そういった皆様のご意思も含めまして、これは個別にご意見を聞きながら確認をしまいたいというふうに思っています。

次回審議会におきましては、その中で今期をもってご勇退をなさる皆さんも含めてご挨拶いただければと考えておりますので、1月24日で決めていただいたこの日程で、今任期についての最後の開催を予定しているということでご報告申し上げます。

以上でございます。

○稲葉会長 ありがとうございます。

今までのいろいろな予定も含め、皆様特に何かご意見とかご質問とかございませんか。

(発言する者なし)

○稲葉会長 よろしゅうございますか。

それでは、次回は一応令和7年1月24日金曜日の午前10時ということで、よろしくお願い申し上げます。

今日はどうも皆様お忙しいところご参加いただきありがとうございます。
今日は非常に暑いということなので、どうぞお気をつけてお帰りください。
ありがとうございました。

午後 3時30分閉会